







22 障害のある人に関するマーク等

人にやさしいマーク掲示基準

北九州市では、バリアフリーの取組みを推進していく一環として、“どこにどのようなバリアフリー施設・設備があるか”という情報を効果的に提供していくことを目的に、市内共通のバリアフリーに関する絵文字「人にやさしいマーク」を作成し、普及を図っています。




項目名	図柄	掲示基準
身体障害のある人・ 体の不自由な人用 トイレ		<ol style="list-style-type: none"> 1 戸は容易に操作でき、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造である。 2 便房は、車いすが回転できる程度の広さがある。 3 便器の両側等に、容易に立ち上がるための手すりがある。
		
		
親子トイレ		<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもを固定するいすがある。 又は、ベビーベッドがある。
		
		

項目名	図柄	掲 示 基 準
乳幼児設備		1 おむつ交換や授乳等のための設備がある。
点字案内		1 施設内に点字案内がある。
障害者用 駐車スペース		1 間口350センチメートル以上の障害者用駐車場がある。
補助犬同伴可		1 補助犬と同伴が可能である。
手話対応可		1 施設内に、手話のできる従業員等が常時1人以上いる。
車いす用スロープ		1 施設内に車いす用スロープがある。
矢 印		

【お問合せ先】 保健福祉局総務部総務課 TEL 582-2497

障害のある人に関するマーク

マーク	名称	あらわす意味	関連団体
	身体障害者標識 (身体障害者 マーク)	<p>肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている運転者が普通自動車を運転する場合に表示するマークです。</p> <p>他の自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。</p>	各警察署交通課 県交通安全協会
	障害者のための 国際シンボル マーク	<p>障害を持つ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。車いすに乗った人を図式化したものですが、車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。</p> <p>※個人の車への表示は、障害のある方が乗車していることを周囲に知らせる程度のものになります。道路交通法上の規制を免除されるなどの効力は発生しませんのでご注意ください。</p>	公益財団法人 日本障害者 リハビリテーション 協会
	聴覚障害者標識 (聴覚障害者 マーク)	<p>聴覚障害であることを理由に、免許に条件を付されている運転者が普通自動車又は準中型自動車を運転する場合に表示するマークです。</p> <p>他の自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。</p>	各警察署交通課 県交通安全協会
	耳マーク	<p>耳が不自由なことをあらわすマークです。聴覚障害であることは外見からは分かりにくいいため、コミュニケーションのサポートのため作成されたものです。</p> <p>このマークを提示された場合は、「はっきり口元を見せて話す」「ゆっくり話す」「筆談する」等の配慮をお願いします。</p>	一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会
	盲人のための 国際シンボル マーク	<p>視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。</p> <p>このマークは、信号や音声案内等、視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備・機器にも使用されています。</p>	世界盲人連合

マ ー ク	名 称	あ ら わ す 意 味	関 連 団 体
	ほじょ犬マーク	<p>「身体障害者補助犬法」の啓発マークです。店舗や施設の入口など多くの方が目にする場所で見ることが出来ます。法律では、公共の施設や交通機関、病院、飲食店、店舗等で、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の同伴を受け入れるよう義務づけています。</p>	<p>厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室</p>
	オストメイトマーク	<p>人工肛門・人工膀胱を保有している方（オストメイト）のための設備があることをあらわしています。 オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	<p>公益社団法人 日本オストミー協会</p>
	ハート・プラスマーク	<p>「身体内部に障害がある人」をあらわすマークです。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）の障害をお持ちの方は、その不自由さが外見から分かりにくいいため、電車の優先席や、障害者用の専用施設（駐車スペース、トイレ）を利用し注意されるといった誤解を受けることがあります。 このマークを見かけたら、内部障害について理解し、配慮をお願いします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p>
	ヘルプマーク	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。 このマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 ※マークの背景は赤色、図形は白色です。</p>	<p>東京都 福祉保健局</p>

障害のある人への虐待は法律で禁止されています

障害のある人への虐待は、『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）』で禁止されています。

障害のある人に対する、養護者（家族・親族・同居人など）、障害者福祉施設従事者等（障害者福祉施設や障害福祉サービス事業等に従事する職員など）、使用者（本人を雇用する事業主、事業所の上司・同僚など）による次のような行為を障害者虐待といいます。

区 分	内 容	具 体 例
身体的虐待	暴力などによって身体に傷やあざ、痛みを与える行為	・叩く ・つねる ・殴る ・蹴る ・ベッドに縛り付ける ・意図的に薬を過剰に与える 等
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えるような行為	・怒鳴る ・ののしる ・悪口をいう ・無視する ・子ども扱いする 等
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介護等を放棄するような行為	・食事や水分を与えない ・必要な受診を制限する ・汚れた服を着せ続ける 等
性的虐待	性的な行為やその強要	・性的行為を強要する ・本人の前でおいせつな言葉を発する、または会話する 等
経済的虐待	財産や年金等の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限すること	・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する 等

障害者虐待防止法では、『**障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない**』とされています。

皆様のご協力をお願いします。

通報・ご相談は「北九州市障害者虐待防止センター」へ

場所：戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階

TEL 861-3111 FAX 861-3122

月曜～金曜 9:00～17:45（電話相談は24時間365日対応）

※18歳未満の児童の虐待に関することは「子ども総合センター」へ、65歳以上の高齢者の虐待に関することは、お住まいの地区の「地域包括支援センター」へご相談ください。